

## 伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、本会会員が行う諸手続及び遵守事項等について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(会員資格)

第3条 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 伊丹市に居住していること（伊丹市内在勤者を含む。また、協力会員にあっては、概ね1 km未滿の隣接市在住者および、宝塚市、川西市、猪名川町の在住市町で登録されている方を含む。）。
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有し、本会則を承認遵守すること。
- (3) 協力会員にあっては、心身ともに健康で自宅で子どもを預かれ、育児に関する相互援助活動が可能な者。
- (4) 依頼会員にあっては0歳～小学6年生までの子どもを有し、当該子どもの育児の援助を希望する者。

2 協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができ、名称を両方会員とする。

(入会)

第4条 入会を希望する者は、入会申込書（様式第1号）を市長に提出し、指定された講習会に参加しなければならない。

(会員の義務)

第5条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会則を遵守し、会員間の円滑な関係に努めること。
- (2) 相互援助活動を通じて知り得た他の会員及びその家族の情報等を他に漏らさないこと。  
会員の資格を喪失した後も、同様とする。
- (3) 会員は、その地位を利用して政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (4) 会員は、相互援助活動において、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (5) 会員は、要綱第6条第1項の規定により発行された伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）を他人に貸与または譲渡しないこと。

2 相互援助活動を実施する会員（以下「協力会員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。

- (2) 相互援助活動中の子どもに異常を認めるときは、その依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置を取ること。
- (3) 相互援助活動中に事故やトラブルが発生した場合は、速やかに警察や消防等、関係機関に連絡の上必要な対応を取るとともに、センター及び依頼会員へ速やかに連絡すること。
- (4) 前号までの規定のほか、協力会員は、相互援助活動中に不測の事態が発生した場合は、援助対象者の生命、安全を第一に優先し、必要な行動を取るとともに、その後の対応にあっても誠意をもって対応すること。
- (5) 相互援助活動中は常に会員証を携帯すること。また、関係者から請求があったときは、これを提示すること。
- (6) 相互援助活動に必要な物品等は原則として依頼会員に用意させること。ただし、不測の事態などやむを得ない事情があった場合でかつ、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前に両会員間で合意のある場合はこの限りでない。
- (7) 相互援助活動を実施したときは援助活動の報告（様式第2号）を作成すること。また、依頼会員の確認を受けたうえで、月末締めで翌月の5日までにセンターに提出すること。

3 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
- (2) 依頼内容に変更が必要な場合は、速やかにセンター及び協力会員に連絡すること。
- (3) 協力会員とのセンターを通さない直接の交渉が成立した場合は、活動前に必ずセンターに連絡を入れること。
- (4) 相互援助活動終了後に報酬及び実費を協力会員に支払うこと。
- (5) 相互援助活動に必要な物品等は事前にそれらを用意した上で、協力会員に預けること。ただし、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前に両会員間で合意のある場合はこの限りでない。
- (6) 相互援助活動の実施にあたり、必要に応じ援助対象者の通う保育施設や学校等に、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター事業の利用について事前に連絡すること。なお、連絡の不備により相互援助活動が行われなかった場合は、依頼会員の責任とする。
- (7) 相互援助活動終了後は、協力会員が作成する援助活動の報告（様式第2号）を確認のうえ、氏名を自署すること。

(保険加入及び補償)

第6条 会員は、相互援助活動中の事故に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険（以下「補償保険」という。）に加入するものとする。

- 2 前項の保険加入に要する費用は、市が全額を負担する。
- 3 相互援助活動中に、会員又は会員の子どもが傷害等を被った場合の補償については、市が加入する補償保険の補償の範囲内とする。

4 依頼会員と協力会員の直接の交渉成立後に、依頼会員が、センターに連絡を入れずに行った相互援助活動については、補償保険の適用外とする。

(事故時の対応)

第7条 相互援助活動中に生じた事故については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(登録内容変更及び会員証の再発行)

第8条 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会員登録変更届(様式第3号)を市長に届けなければならない。

2 会員は、会員証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会員証再発行申請書(様式第4号)により、市長に会員証の再発行を申請することができる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター退会届(様式第5号)を市長に届けなければならない。

2 会員は、退会に際して、会員証を市長に返還するものとする。

(会員資格の抹消)

第10条 センターは、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を抹消させることができる。

- (1) 前条第1項の規定に基づき、会員から退会の届け出があったとき。
- (2) 第3条第1項第1号及び第4号に該当しなくなったとき。
- (3) 会則に違反したとき。
- (4) 故意もしくは重大な過失又は不正な行為により、市に損害を与えたとき。
- (5) 相互援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (6) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により会員登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに会員登録抹消通知書(様式第6号)により通知しなければならない。ただし、会員の連絡先等が不明の場合はこの限りでない。

3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに会員証を市長に返還しなければならない。

(相互援助活動の内容)

第11条 協力会員が相互援助活動として行う援助は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所(園)、幼稚園の送迎
- (2) 保育所(園)、幼稚園の登所(園)前の預かり及び送り
- (3) 保育所(園)、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり
- (4) 保育所(園)、学校等休み時の預かり

- (5) 児童クラブ終了後又は学校の放課後の預かり
- (6) 子ども連れでは出かけにくい外出時等の預かり
- (7) 依頼会員の短時間、臨時的就労時の預かり
- (8) その他、センターで認める範囲内での援助

2 子どもを預かる場合は、協力会員の家庭において行うものとする。ただし、会員間での合意がある場合は、この限りでない。

3 相互援助活動は、子どもの宿泊は伴わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第12条 依頼会員は、援助を受けようとする場合には、センターに対して援助依頼の申込みをするものとする。

2 前項の申込みを受けた場合、センターは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、援助依頼受付簿(様式第7号)に記入し、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。

3 依頼会員は、前条第1項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 協力会員は、前条第1項による依頼内容以外の援助を行ってはならない。

5 協力会員は、援助実施後、援助活動の報告(様式第2号)を記入し、月末締めで翌月の5日までに、センターに提出するものとする。

(報酬)

第13条 依頼会員は、協力会員に対し、援助終了後、別表に定める基準により報酬を支払うものとする。

(相互援助活動のキャンセル)

第14条 依頼会員、協力会員とも、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかにセンター及び相手会員に連絡をする。

2 協力会員がキャンセルした場合、センターは速やかに代替りの協力会員を探し、新たな協力会員及び依頼会員に連絡を行う。

3 依頼会員が援助活動をキャンセルする場合のキャンセル料は、別表に定める基準のとおりとする。

4 前項の規定について、キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない事情による場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第15条 会員は、故意もしくは過失又は不正な行為により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この会則は、令和元年8月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、この会則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この会則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。